

小樽市歴史的風致維持向上計画の素案について

～ 歴史的風致及び重点区域の設定 ～

小樽市歴史的風致維持向上計画の構成

※目次（案）は、別紙「参考資料1」を参照

序章 計画の策定にあたって

第1章 小樽市の歴史的風致形成の背景

第2章 小樽市の維持及び向上すべき歴史的風致

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

第4章 重点区域の位置及び区域

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致に関する意見

- 小樽市総合博物館に本物の鉄道車両が50両あるということを加えると厚みがでる。
- 市がアイアンホース号を購入した経緯（市民のまちへの思い）を記載すべきである。
- 小樽のまちに二つの財閥があったことが重要である。
- 祭りの歴史的風致で神社の選定に疑問を持たれるかもしれない。塩谷神社を取り上げるべきか検討が必要である。
- 産業と観光を結び付けるとよい。浮き球などの小樽の生業に関わっているものを時系列でつなぐと厚みがでる。
- 祝津の「にしん漁場建築」は、北炭（三井系）や水族館との関わりも大事である。

2 重点区域（案）を拡大する意見

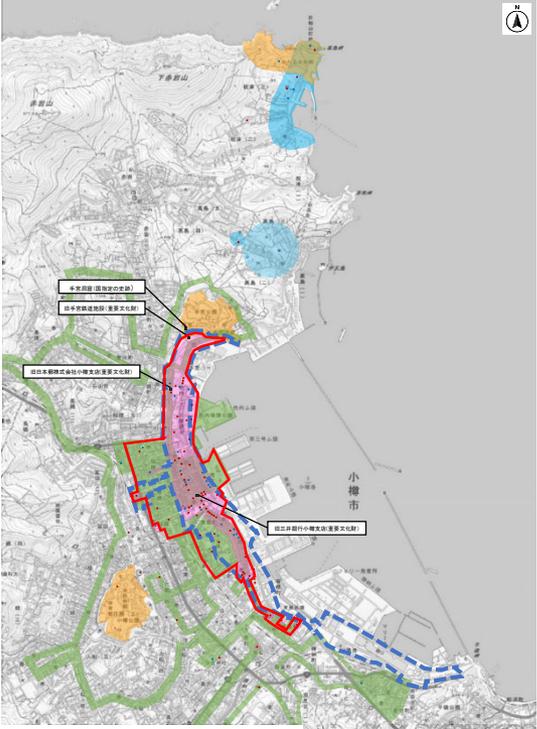
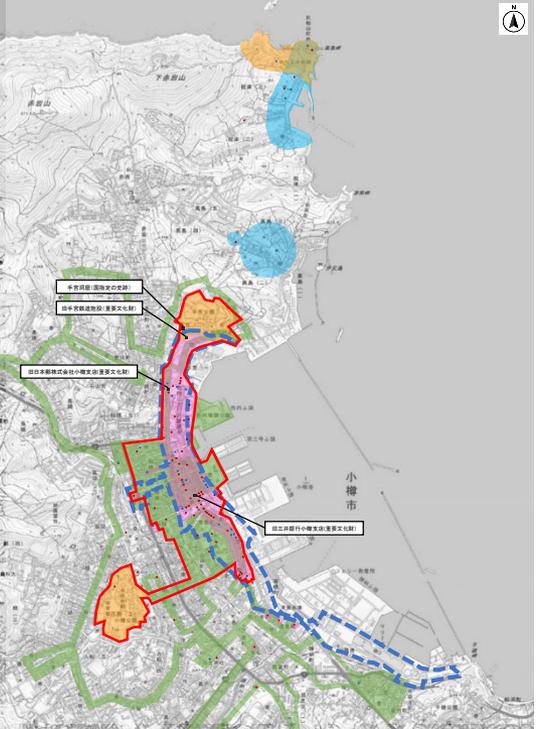
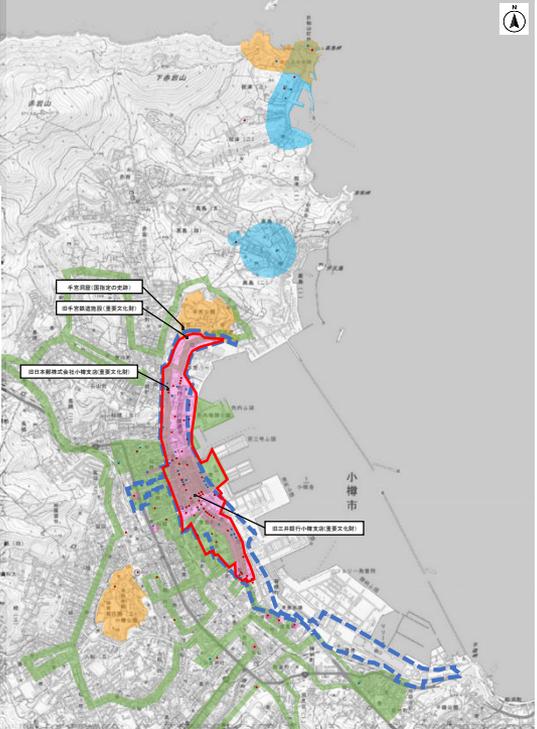
- 小樽公園と手宮公園は、いずれも長岡安平の設計であり、公園史の中でも重要な存在である。
- 公園や海沿いを含めて重点区域を設定すべきではないか。
- 忍路は無理でも祝津・高島を重点区域に含めて考えられないのか。
- 開発抑制があるなら慎重にすべきだが、そうでなければ重点区域を広めにとっておくことも考えられる。
- 4つの歴史的風致の全てを重点区域に絡めたほうがよいのではないか。

3 重点区域（案）を縮小する意見

- どのようなまちづくりをしていくのか、国の補助金でどこを整備したいのか、重点区域をどう位置付けるのか、それらをどう発展させていくのかを明確にしたほうがよい。
- 景観という視点からも重点を決めながら戦略的に守っていくことが大事である。
- 小樽駅周辺は緩和していくぐらいのほうがよい。一方で運河周辺は規制を強めるべきではないか。
- 手宮から旧魁陽亭ぐらいまでを特化してもよいのではないか。
- 歴史を活かしたまちづくりは、様々な方法で進めていく必要がある。制度の有効活用が重要であり、難易度が高くなるなら、まちづくり全体の視点を持って考えることが重要である。

重点区域（案）の比較

: 重点区域（案）を示す。 : 小樽歴史景観区域を示す。

案	市が提示した重点区域（案）：A案	協議会の意見を反映した重点区域（案）：B案	協議会の意見を反映した重点区域（案）：C案
<p>設定の考え方</p>	<p>●第3回協議会において、市が提示した重点区域（案）</p> <p>《考え方》 重点区域の核となる重要文化財と直接的な関係がある歴史的風致（重要文化財又はその周辺で実施されるまちづくり活動や祭りに関係する経路）や歴史文化資源が集積する範囲を踏まえて区域を設定している。</p>	<p>●A案に小樽公園と手宮公園の範囲を追加し、メルヘン交差点から南側を除外した重点区域（案）</p> <p>《考え方》 A案の区域に加え、歴史的な背景と将来のまちづくりを見据え、小樽公園と手宮公園の範囲を追加している。なお、重点区域の核となる重要文化財と直接的な関係がある歴史的風致（活動）の設定や事業の想定が難しいことから、重点区域の設定も難しい状況にある。</p>	<p>●A案から小樽駅付近とメルヘン交差点より南側の範囲を除外した重点区域（案）</p> <p>《考え方》 歴史文化資源が集積する範囲を踏まえ、コンパクトで明確な区域設定となっている。なお、国登録有形文化財のJR小樽駅や日本遺産構成文化財の小樽中央市場などが含まれていないことや小樽駅から第3号ふ頭にかけての東西軸が途切れていることが懸念される。</p>
<p>区域図</p>			

1 歴史的風致に関する助言

- 歴史的風致は、変わらない様子を表現することが大事である。
- 歴史的風致の活動は、「〇〇をする様子が見られる」といった書き方ができるのかが重要であり、情景を表現する必要がある。
- 全てを記載することが難しいときは、最初に表でまとめ、エリアごとに代表例を紹介する方法がある。
- 歴史的風致に設定できないものは、冒頭（はじめに）やコラムに記載することを検討するとよい。

2 重点区域に関する助言

- 重点区域には、市内への波及効果（伝統・文化の継承、地域の活性化など）が求められる。

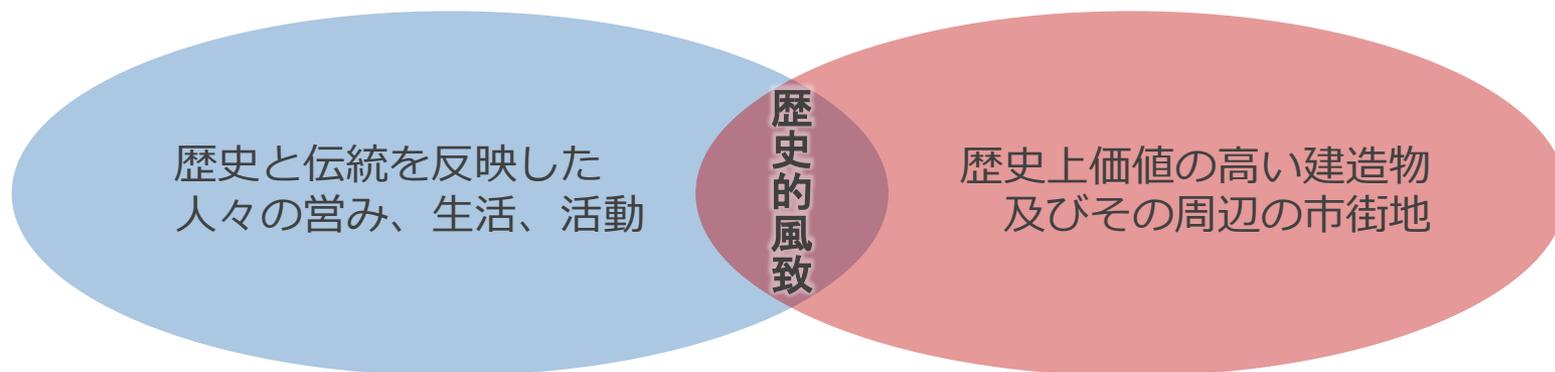
歴史的風致の考え方

歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」と「その活動が行われる歴史上価値の高い建造物」及び「その周辺の市街地」とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境と定義されている。

(歴史まちづくり法第1条)

歴史的風致の前提条件として、下記①～③を全て備えている必要がある。

- ① 地域固有の歴史や文化を反映した活動が現在も行われていること
- ② ①の活動が歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地で行われていること
- ③ ①の活動と②の建築物が一体となって良好な市街地の環境を形成していること



一体となって形成された良好な市街地の環境

1 海に関わる営みにみる歴史的風致（第3回協議会資料より）

(1) 旧ヲショロ場所の営み

忍路鯉漁撈の行事

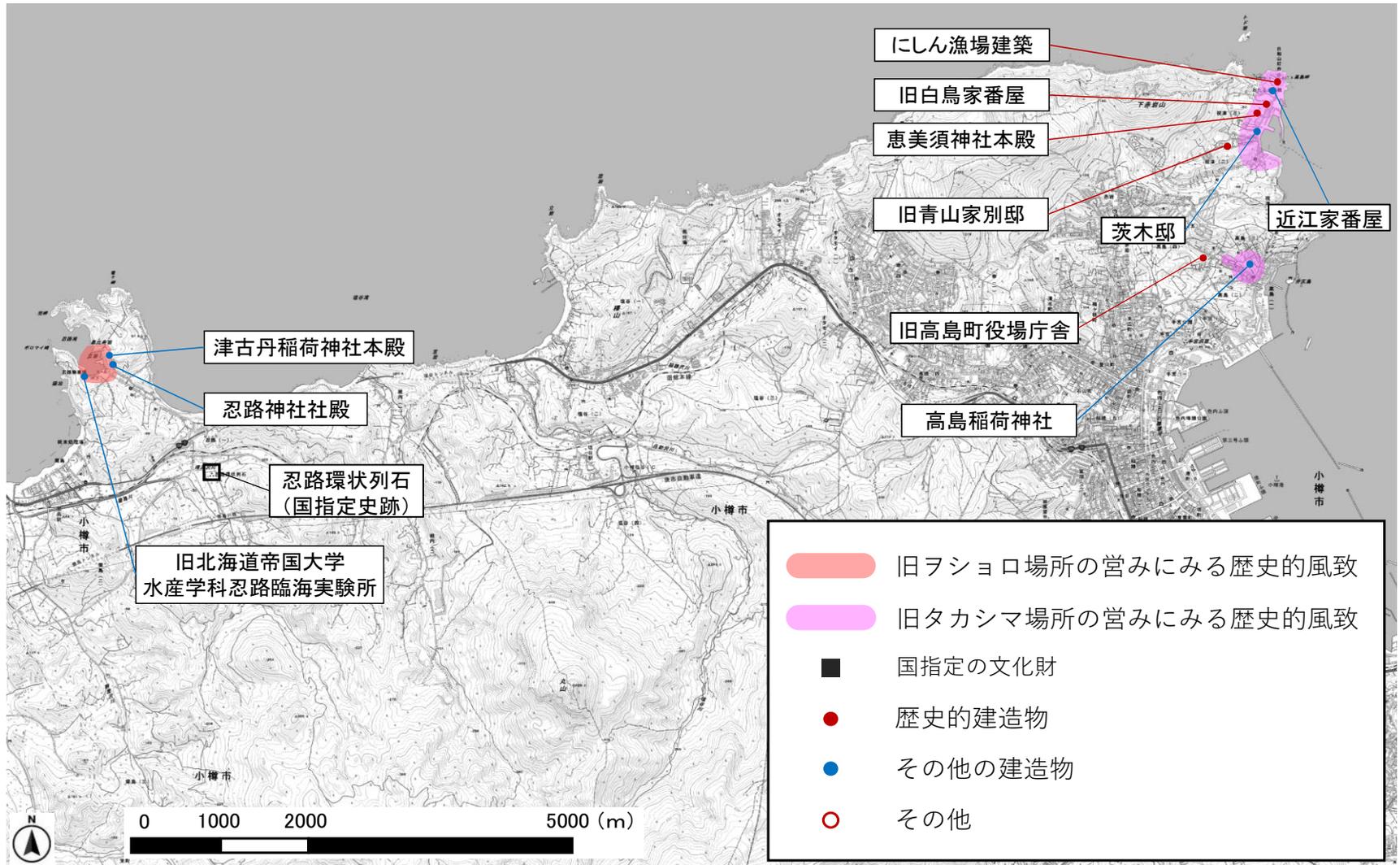
忍路神社の祭礼

(2) 旧タカシマ場所の営み

高島越後盆踊りの行事

ニシン番屋を背景に続く漁業の営み

※旧オタルナイ場所の歴史的風致の設定が難しいため、冒頭（はじめに）にオタルナイ場所の概要を追加し、3つの場所があったことに配慮したいと考えています。



3 祭りの賑わいに見る歴史的風致（第3回協議会資料より）

(1) 潮見ヶ岡神社の例大祭

- 神輿渡御
- 松前神楽
- 四ヶ散米行列

(2) 水天宮の例大祭

- 鳳輦による神輿渡御

(3) 龍宮神社の例大祭

- 神輿渡御
- 松前神楽

(4) 住吉神社の例大祭

- 百貫神輿御幸渡御
- 太々神楽
- 車両による神輿渡御

(5) 明治宮塩谷神社の例大祭

- 松前奴行列

(6) おたる潮まつり

- 潮ふれこみと潮ねりこみ
- 潮太鼓
- 御神水奉納
- 神輿パレード
- 大花火大会



※祭り・祭礼行事の経路上にある歴史的建造物は、上記以外に多数あります。

※市域西側の忍路神社と市域東側の豊足神社を追加することで市内全域に祭りがあることを示したいと考えています。また、塩谷神社を取り上げることに疑義がありましたので、ほかの神社を含め、特徴のあるものはコラム等で対応したいと考えています。

3000(m)

4 景勝地の行楽などにみる歴史的風致 (第3回協議会資料より)

(1) 小樽公園の行楽・慰霊

- 小樽公園の花見等
- 招魂祭
- 旧小樽区公会堂・旧岡崎家能舞台の活用

(2) 手宮公園の行楽・慰霊

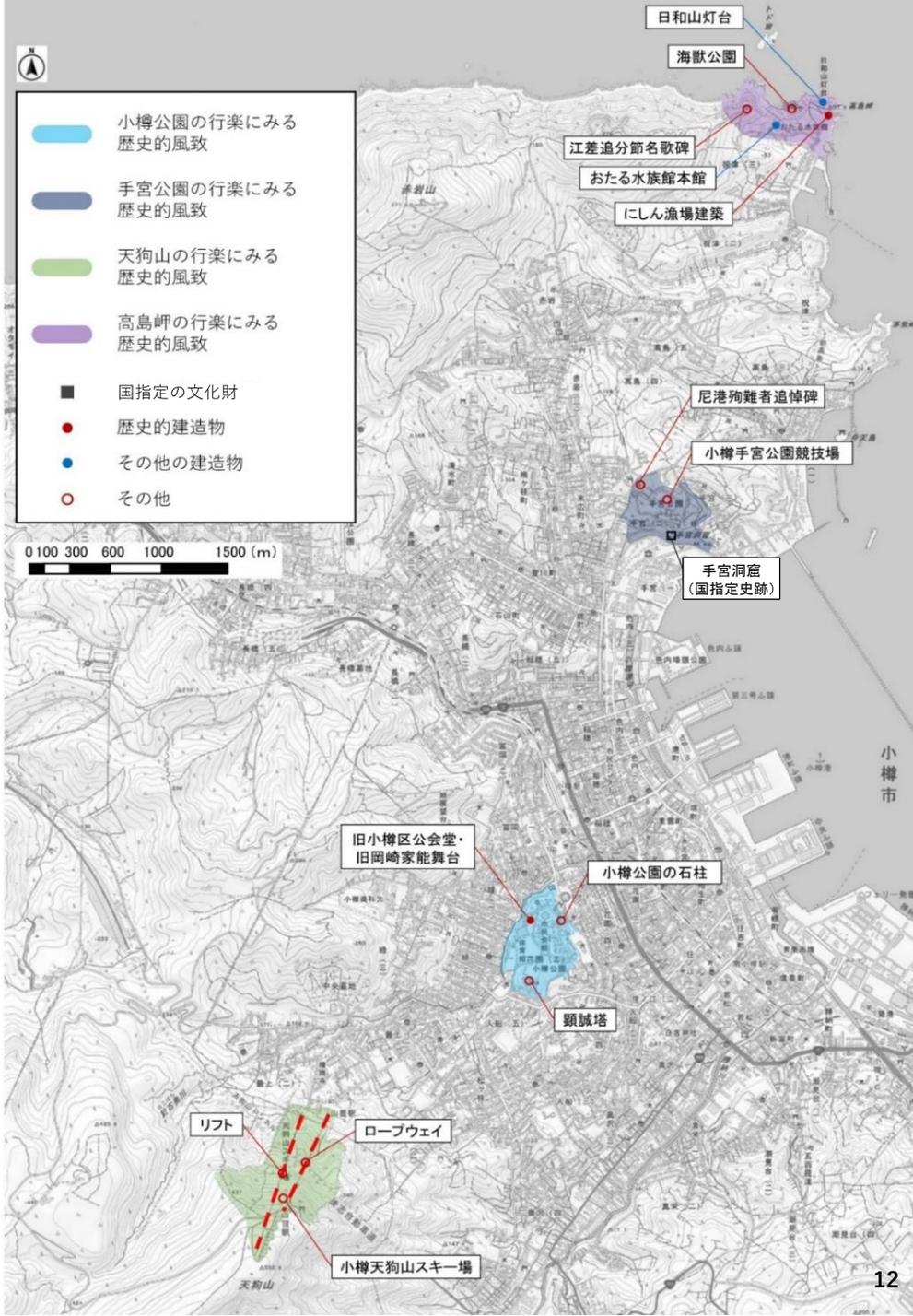
- 手宮公園の花見等
- 尼港殉難者の慰霊

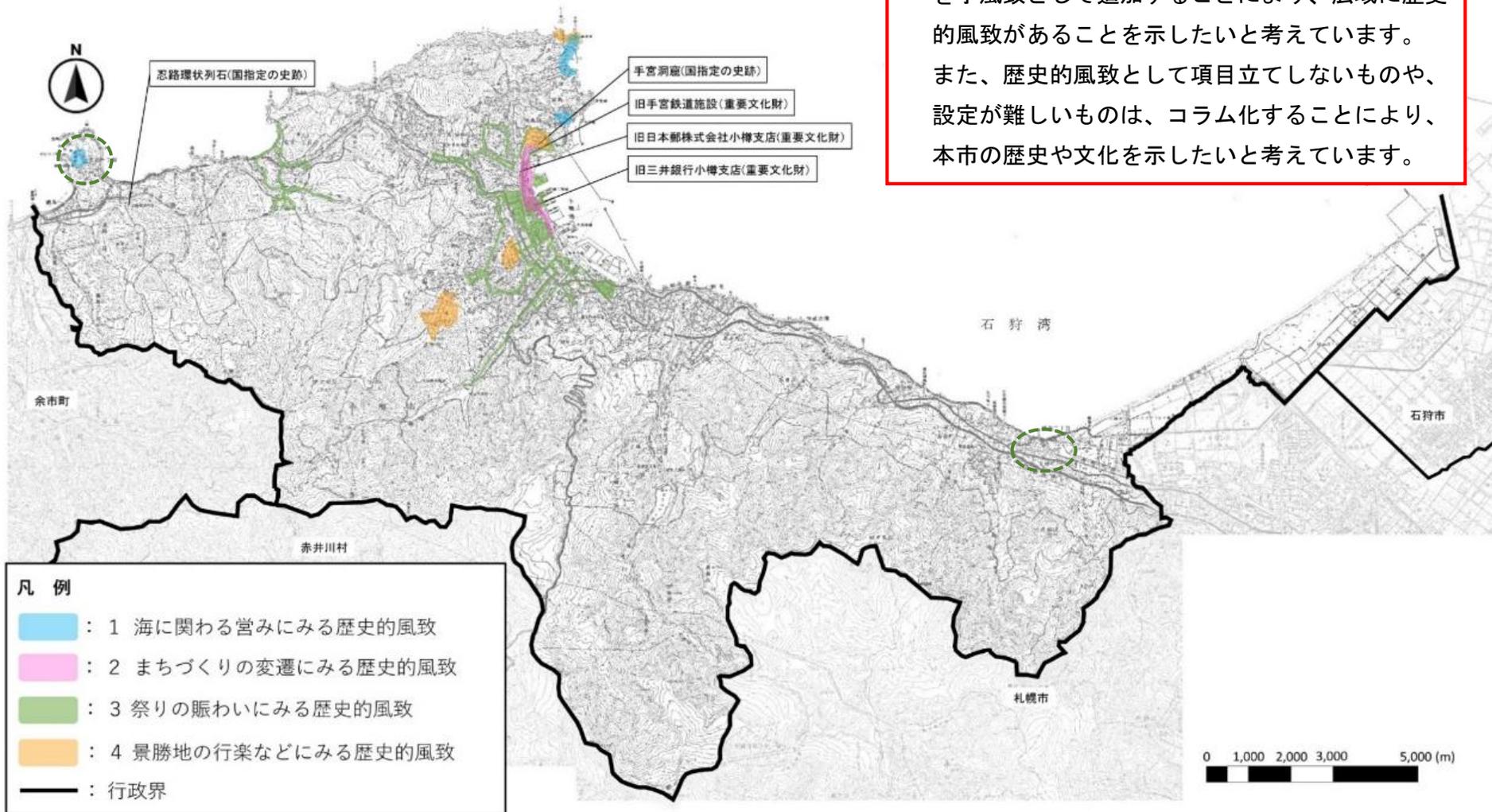
(3) 天狗山の行楽

- 天狗山のスキー学校

(4) 高島岬周辺の行楽

- 高島岬周辺の行楽・観光





小樽市歴史的風致 位置図

重点区域の考え方

重点区域とは、「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」又は「重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域」と「その周辺の土地の区域」のことをいう。

(歴史まちづくり法第2条)

重点区域の前提条件

- 重点区域は、核となる国指定文化財と、その文化財に関連する歴史的な活動の双方を有する歴史的風致の範囲内でなければ設定することができない。
- 歴史的風致の維持向上に寄与する事業を満遍なく設定する必要がある。
- 重点区域には、市内への波及効果（伝統・文化の継承、地域の活性化等）が求められる。

重点区域の設定方針(案)

- 文化財のほか、歴史的なまちなみの形成に寄与し、来訪者に魅力を感じさせる歴史的建造物（未指定を含む。）が特に集積する範囲。

※小樽運河、臨港線、色内大通り及び堺町本通り、旧国鉄手宮線、日銀通り周辺

- 回遊性の向上が期待される手宮からメルヘン交差点までの南北軸と小樽駅から第3号ふ頭までの東西軸を含む範囲。

- 日本遺産（候補地域を含む。）の構成文化財やおたる潮まつりのように市民に根付いた活動がある範囲。

- 歴史文化遺産に関する活動等が行われ、それらに関する事業が実施される範囲。



上記を踏まえ、右図の区域を想定

